

# WELCOME BABY



東広島市『市民ポータルサイト』の登録はお済ですか？  
子育てを応援する情報や、お子様の誕生日を登録することで、成長過程  
に沿った育児情報をお知らせします。



使い方の詳細



新規登録

夜間や土日祝日に出生届を出された方は、母子健康手帳への出生届出済  
証明や各種手続きがあるため、後日、早めに届出された市役所（支所・  
出張所）の窓口に母子健康手帳をお持ちください。





# 赤ちゃんが生まれたら必要な手続き

お近くの支所・出張所でも手続きできます。

☑ 必要な手続き	手続きのしかた・手続きが必要な方	お持ちいただくもの	お問い合わせ先
☐ 出生届	<p>○生まれた日から<b>14日以内</b>に届出をしてください。            ＊届出後数週間で住民登録をしている住所地に個人番号通知書が送付されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出生証明書</li> <li>・母子健康手帳</li> </ul>	<p>市民課            (本館1階 ①)            Tel(082)420-0915</p>
☐ 出生連絡票の届出 (低出生体重児の届出)	<p>○母子健康手帳別冊の「こんにちは赤ちゃん訪問のご案内」に沿って、出生届から1週間経過後(他自治体に届け出た人は2週間経過後)に「Web問診」を行ってください。            ○体重が2,500g未満で生まれた赤ちゃんは母子保健法で届出が必要とされています。必ず「Web問診」の手続きをしてください。</p>	<p>・Webで申請            詳しくはこちらからご覧ください。</p> 	<p>こども家庭課            (本館2階 ⑬)            Tel(082)420-0407</p>
☐ 児童手当	<p>○添付書類が不足していても、<b>出生日の翌日から15日以内</b>に申請してください。            期限を過ぎると手当の支給開始月が遅れます。            ○申請者(生計中心の保護者)の住所地での手続きとなります。            ＊児童と別居の場合はご相談ください。            ○申請書は市ホームページからダウンロードできます。            ○郵送での提出も可能です。その場合、市役所に申請書が到着した日が申請日となります。            ○公務員の方は勤務先で手続きしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険の資格情報のわかるもの(支給を受ける申請者のもの)</li> <li>・本人確認書類(窓口で手続きをする方のもの)</li> <li>・マイナンバー確認書類</li> <li>・口座番号確認書類(支給を受ける申請者の預金通帳など)</li> </ul>	<p>こども家庭課            (本館2階 ⑪～⑭)            Tel(082)420-0941</p>
☐ こども医療費助成	<p>○添付書類が不足していても、<b>出生日から14日以内</b>に申請してください。            期限を過ぎると支給開始日が出生日からではなく、申請日からとなります。            ○子の住所地での手続きとなります。            ○申請書は市ホームページからダウンロードできます。            ○郵送、オンラインでの提出も可能です。その場合、市役所に申請書が到着した日が申請日となります。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険の資格情報のわかるもの(こどももの)</li> <li>・本人確認書類(窓口で手続きをする方のもの)</li> </ul>	
☐ ごみ指定袋の交付申請	<p>○申請日の属する月から満2歳に達する日の属する月までの月数に、100リットルを乗じた容量分に相当するごみ指定袋を一括で交付します            ＊ごみ指定袋の交付組数は申請日の属する月から起算しますので、できるだけ速やかな申請をお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳</li> <li>・本人確認できるもの</li> <li>・ごみ指定袋を持ち帰るためのマイバッグ等</li> </ul>	<p>廃棄物対策課            (本館1階 ⑫)            Tel(082)420-0926</p>



## 以下の手続きは該当する方のみ必要です。

該当する場合は忘れずに手続きしましょう。

☑ 必要な手続き	手続きのしかた・手続きが必要な方	お持ちいただくもの	お問い合わせ先
☐ 出生児の 保険加入 手続き	○国民健康保険加入世帯での出生でその子が他の健康保険の適用を受けない場合は、国民健康保険の加入手続きをしてください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認できるもの</li> <li>・世帯主の個人番号が確認できるもの (マイナンバーカードなど)</li> </ul>	
☐ 出産育児 一時金	<p>○国民健康保険の加入者で出産された次に当てはまる方は手続きが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出産時に直接支払制度を利用されなかった方</li> <li>・出産費用が一時金より安かった方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格確認書など</li> <li>・本人確認できるもの</li> <li>・直接支払に関する合意文書</li> <li>・世帯主の預金口座番号のわかるもの</li> <li>・出産費用の領収書または明細書等</li> </ul>	
☐ 国保税免除	○国民健康保険の加入者の方が出産された場合、申請により産前産後期間相当分(単胎の場合は出産月の前月から4か月間、多胎の場合は出産月の3か月前から6か月間)の国民健康保険税(所得割額・均等割額)が免除されます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳</li> <li>・本人確認できるもの</li> <li>・世帯主の個人番号が確認できるもの (マイナンバーカードなど)</li> </ul>	
☐ 国民年金保 険料免除	<p>○国民年金加入者(第1号被保険者)の方が出産された場合、申請により4か月間(多胎の場合は6か月間)の保険料が免除されます。</p> <p>*この期間は、保険料納付済期間に算入されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子健康手帳</li> <li>・本人確認できるもの</li> </ul>	国保年金課 (本館1階 ⑧) Tel(082)420-0933

☐本人確認できるもの(免許証、マイナンバーカードなど)





## 以下の手続きは該当する方のみ必要です。

(ただし、※印のついているものは出張所では手続きができません。)

☑ 必要な手続き	手続きのしかた・手続きが必要な方	お持ちいただくもの	お問い合わせ先
※児童扶養 <input type="checkbox"/> 手当・ひとり 親家庭等医 療費助成	<p>○申請前に必ずこども家庭課へお問い合わせください。</p> <p>○申請者の住所地での手続きとなります。</p> <p>○支給要件や所得制限等があります。</p> <p>○右記以外の書類の提出が必要な場合があります。</p>	<p>・健康保険の資格情報のわかるもの            (支給を受ける申請者及びこどものもの)</p> <p>・本人確認書類 (窓口で手続きをする方のもの)</p> <p>・口座番号確認書類            (支給を受ける申請者の預金通帳など)</p> <p>・年金手帳(年金番号がわかるもの)</p> <p>・賃貸借契約書または固定資産税の通知書の写しなど</p>	<p>こども家庭課            (本館2階            ⑪～⑭)            Tel(082)420-0941</p>
<input type="checkbox"/> ※障害年金	<p>○障害年金(1級、2級)を受給している方が、お子さんの生計を維持することとなった場合、障害年金の額が加算されます。</p> <p>※18歳到達年度の末日までにある子、または、障害等級1級、2級の障害の状態にある20歳未満の子が対象です。</p>	<p>・年金証書</p> <p>・戸籍謄本および世帯全員の住民票            (個人番号が確認できる場合は省略可能)</p>	<p>国保年金課            (本館1階 ⑧)            Tel(082)420-0933</p>
※既に保育所または幼稚園などに入所しているお子様がいる方 <input type="checkbox"/>	<p>○世帯の変更について手続きしてください。</p>		<p>保育課            (本館2階 ⑨)            Tel(082)420-0934</p>
※井戸水・団地専用水道の使用 <input type="checkbox"/>	<p>○井戸水・団地専用水道を使用されている、公共下水道使用者が対象です。</p> <p>○世帯人数の増加を所定の様式で届出てください。</p> <p>○届出書は東広島市ホームページからもダウンロードでき郵送での提出も可能です。電子申請も可能です。</p>	<p>・使用者(届出者)の本人確認できるもの</p>	<p>下水道管理課            (本館7階)            Tel(082)420-0957</p>

☐本人確認できるもの(免許証、マイナンバーカードなど)